

報告第14号

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和7年9月8日提出

石垣市長 中山 義 隆

健全化判断比率

(令和6年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断	—	—	7.0	53
早期健全化基準	12.71	17.71	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字又は連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

(令和6年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
港湾事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足額が発生していないことを表す。

石 監 第 6 9 号
令和 7 年 8 月 21 日

石垣市長 中 山 義 隆 様

石垣市監査委員 前 原 博 一
同 石 垣 達 也

令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠し、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和7年8月1日から同年8月21日まで

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

（1）個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

（単位：千円・％）

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	419,052
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	4
	石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	2,325
合 計		421,381

当年度の一般会計等における実質収支額は、4億2,138万1千円の黒字となっている。

一般会計における国庫支出金、寄附金及び市債等の歳入増により、実質黒字額は前年度3億5,719万9千円と比べ、6,418万2千円の増加となっている。

（単位：千円・％）

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和6年度	△421,381	16,038,440	△2.62	12.71	20.00
令和5年度	△357,199	15,606,040	△2.28	12.73	20.00
増 減	64,182	432,400	0.34	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の12.71%を下回っている。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、前記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支・剰余金額
一 般 会 計	419,052
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	4
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	2,325
小 計	421,381
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	△91,180
介護保険事業特別会計	148,774
後期高齢者医療事業特別会計	1,679
小 計	59,273
法適用企業	
水道事業会計	3,290,911
下水道事業会計	336,702
小 計	3,627,613
法非適用企業	
港湾事業特別会計	341,167
小 計	341,167
合 計	4,449,434

国民健康保険事業特別会計を除くすべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は44億4,943万4千円となる。

前年度の実質収支及び剰余金合計額37億8,377万8千円と比べ、6億6,565万6千円増加となっている。主な要因は、下水道事業会計2億8,723万6千円、国民健康保険事業特別会計が9,915万円、外2件の特別会計が減少したものの、水道事業会計7億3,788万8千円、港湾事業特別会計2億4,790万3千円、一般会計6,978万1千円、外2件の特別会計が増加したことによる。

(単位：千円・%)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	連結実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和6年度	△4,449,434	16,038,440	△27.74	17.71	30.00
令和5年度	△3,783,778	15,606,040	△24.24	17.73	30.00
増 減	665,656	432,400	3.50	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額及び剰余金額は黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の 17.71%を下回っている。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した 3 か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

(単位：千円・%)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
公債費に係る一般財源 (元利償還金－特定財源)	2,203,379	2,082,902	2,042,992
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	543,171	566,301	500,827
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	0	0	0
一時借入金の利子	2,264	60	1
計 (A)	2,748,814	2,649,263	2,543,820

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,464,609	1,440,126	1,392,815
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	282,264	262,966	140,521

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	16,038,440	15,606,040	15,235,612
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率（単年度） $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	7.0	6.8	7.3
---	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3 か年度平均)	令和 6 年度 (R6～R4)	令和 5 年度 (R5～R3)	増減
	7.0	7.0	0

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率及び 3 か年度の平均を示す実質公債費比率はいずれも 7.0%で、単年度比率

は前年度より 0.2 ポイント上昇しているが、実質公債費比率は前年度からの変動はない。

当年度の実質公債費比率 7.0%は、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

（単位：千円・％）

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
将来負担額（A）		32,946,526	33,098,932	△152,406
地方債の現在高	(a)	28,277,681	27,954,030	323,651
債務負担行為に基づく支出予定額	(b)	516	536	△20
公営企業債等繰入見込額	(c)	4,668,329	5,144,366	△476,037
退職手当負担見込額	(d)	0	0	0
設立法人の負債額等負担見込額	(e)	0	0	0

充当可能財源（B）		25,371,010	25,368,650	2,360
充当可能基金	(f)	6,811,139	6,322,553	488,586
充当可能特定歳入	(g)	702,009	918,116	△216,107
基準財政需要額算入見込額	(h)	17,857,862	18,127,981	△270,119

標準財政規模（C）		16,038,440	15,606,040	432,400
-----------	--	------------	------------	---------

算入公債費等の額（D）		1,746,873	1,703,092	43,781
-------------	--	-----------	-----------	--------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$		53.0	55.6	△2.6
-------------------------------------	--	------	------	------

早期健全化基準		350.0
---------	--	-------

※ 算入公債費等の額（D）は、前ページ（B）と（C）の合計である。

当年度の将来負担比率は 53.0%で、前年度より約 2.6 ポイント低下した。これは前年度に比べ、地方債現在高が 3 億 2,365 万 1 千円増加したものの、公営企業債等繰入見込額が 4 億 7,603 万 7 千円減少したことで将来負担額が 1 億 5,240 万 6 千円減少したこと、また、標準財政規模が 4 億 3,240 万円増加した結果である。早期健全化基準の 350.0%は下回っている。

（２）総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

①実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、算出された数値もマイナス値を示している。前年度に比べ0.34ポイント上昇しており、早期健全化基準の12.71%を下回り、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率は、一般会計からの繰入金により黒字化しており、国民健康保険事業特別会計を除くすべての会計において実質赤字額は生じておらず、マイナス値を示している。前年度に比べ3.50ポイント上昇し、早期健全化基準の17.71%を下回り良好な状態にあると認められる。なお、国民健康保険事業特別会計は、一人当たり医療費増加及び被保険者数減少に伴う保険税収入の減少による歳入不足を把握できず、赤字となっている。今後は収支管理を徹底し、基金の活用等適切な措置を講じていただきたい。

③実質公債費比率は、単年度比率で前年度に比べ0.2ポイント上昇、3か年度の平均を示す比率は前年度から変動がなく、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率は、下水道における公営企業債等の減少に加え、標準財政規模の増加により前年度に比べ2.6ポイント低下し、早期健全化基準の350.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

当年度の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回り、良好である。将来負担額については、地方債の現在高が前年度より3億2,365万1千円増加したものの、公営企業債等繰入見込額が4億7,603万7千円減少したため、対前年度比で1億5,240万6千円減の329億4,652万6千円となり、これまで上昇傾向にあった将来負担比率は令和3年度をピークに3年連続で減少している。

しかしながら、今後もクリーンセンター基幹改良工事費や特定臨時避難施設整備事業費による増加、高齢化の進展に伴う社会保障費など義務的経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う大規模修繕や維持管理費の増加などが見込まれており、長期的に影響を及ぼすものと考えられる。

当年度の自主財源は、市税及び寄附金等の増加により前年度を上回ったが、今後も社会情勢や景気動向を注視しながら積極的な自主財源の確保に取り組むとともに、効率的かつ効果的な事務の執行に留意し、健全な財政運営に努めていただきたい。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 6 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 3 号）に準拠し、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和 7 年 8 月 1 日から同年 8 月 21 日まで

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

資金不足比率は、公営企業等の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとみなされる。

(単位：千円・%)

会計名	区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増 減
水道事業会計	資金剰余金	△3,290,911	△2,553,023	737,888
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,475,533	1,465,294	10,239
	資金不足比率	△223.0	△174.2	48.8
下水道事業会計	資金剰余金	△336,702	△623,938	△287,236
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	162,868	161,667	1,201
	資金不足比率	△206.7	△385.9	△179.2
港湾事業特別会計	資金剰余金	△341,167	△93,264	247,903
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	308,153	339,475	△31,322
	資金不足比率	△110.7	△27.4	83.3

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めている。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

当年度の資金不足比率について、一般会計からの繰入金により黒字化している会計もあるが、いずれの事業会計も資金不足は生じていない。また、資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準の 20.00%を下回り、公営企業等の経営は概ね良好な状態にあると認められる。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

